

新型インフルエンザワクチン接種 Q & A

Q1 医療機関窓口で提示する書類はどのようなものですか？

A1 次の提示書類が必要になります

提示書類リスト

基礎疾患を有する方々	「優先接種対象者証明書(かかりつけ医で発行)」「かかりつけ医で接種する場合は必要ない。
妊婦	「母子健康手帳」
1歳から小学校3年生	「母子健康手帳」又は「各種健康保険被保険者証」
1歳未満の小児の保護者	「母子健康手帳」、「各種健康保険被保険者証」又は「住民票」
優先接種対象者の内、身体上の理由で予防接種できない者の保護者等	「優先接種対象者証明書(の場合と同じ)」、「各種健康保険被保険者証」又は「住民票」
小学校4年生から高校生に相当する年齢の方々	「各種健康保険被保険者証」、「学生証」又は「住民票」
65歳以上の方々	「各種健康保険被保険者証」、「運転免許証」又は「住民票」

Q2 基礎疾患とはどのようなものですか？

A2 厚生労働省で作成された「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に医師が判断します。

基礎疾患とは

- 慢性呼吸器疾患
- 慢性心疾患
- 慢性腎疾患
- 慢性肝疾患
- 神経疾患
- 神経筋疾患
- 血液疾患
- 糖尿病
- 疾患や治療に伴う免疫抑制状態
 - * 悪性腫瘍
 - * 関節リウマチ・膠原病
- * 内分泌疾患
- * 消化器疾患
- その他
- 小児科領域の慢性疾患

Q3 季節性インフルエンザと新型インフルエンザ予防接種の接種間隔はどのくらいあればよいですか？

A3 国内産の新型ワクチンについては、医師が認めれば季節性インフルエンザワクチンとの同時接種も可能です。別日程での接種の場合には、6日間以上の間隔をあけて接種ください。医師にご相談ください。

上富良野町に住民票があり 優先的な接種対象者で「世帯全員が町民税非課税世帯の方」「生活保護受給世帯の方」は、申請により町が接種費用全額を助成いたします。

どちらの医療機関で接種を予定していますか？

→ 富良野管内の医療機関で接種をされる場合

医療機関窓口提示書類と合わせ、次の書類のどれか一つを医療機関に持参ください。窓口で助成申請書に記入することで全額費用がかかりません。

(持参する書類)

平成21年度介護保険料額決定通知書の所得階層区分に **1・2・3**と記入されているもの
平成21年度限度額適用・標準負担額減額認定証に **C**と記入されているもの
ワクチン接種費用助成対象者証明書
(いずれかの書類を持参しない場合は、窓口で一旦支払いが必要となります。)

費用助成を受けるために必要な書類

平成21年度介護保険料額決定通知書の所得階層区分に **1・2・3**と記入されているもの
(65歳以上の方に平成21年7月3日に介護保険班から送付しています。)

平成21年度 介護保険料額決定通知書(兼特別徴収開始通知書)

平成21年度分の介護保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。
普通徴収の欄に金額の記載がある場合は、原則の納付通知書により、指定の金融機関で納付してください。
特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。

保険料算出の基礎			特別納付額			普通徴収		
課税(課税)標準	課税(課税)標準	課税(課税)標準	課税(課税)標準	課税(課税)標準	課税(課税)標準	課税(課税)標準	課税(課税)標準	課税(課税)標準
0	0	0	0	0	0	0	0	0

の中に1,2,3のいずれかが記入されている方

平成21年度 限度額適用・標準負担額減額認定証
の適用区分に**C**と記入されているもの

→ 旭川市内の医療機関で

現在旭川医師会と調整中です。
接種医療機関並びに接種日が決まりましたら、保健福祉課健康推進班にご連絡ください。

→ 富良野管内・旭川以外の医療機関

接種の際、医療機関で費用を支払ってください。
接種が終了しましたら保健福祉課に接種済証・領収書・印鑑・振込口座名を持参し、償還払いの手続きを行なって下さい。
後日接種費用をお返しいたします。

がない場合、ワクチン接種費用助成対象者証明書を発行します。

受付時期：原則、接種日が決まってから
受付場所：保健福祉総合センター かみん内 保健福祉課
受付時間：月～金 8時30分～17時30分

医療機関窓口提示書類 ~左側 A1をご覧ください。
(保険証、運転免許証、母子健康手帳、学生証等) 印鑑

ご家族以外の方が代理申請する場合
接種される方の印鑑
代理の方の、本人確認のできる書類(免許証、健康保険証等)と印鑑

21年1月2日以降に、上富良野町へ転入された方は
前居住地での世帯全員の市町村民税非課税証明書

新型インフルエンザ ワクチン接種について

● 知っていただきたいこと、ご理解いただきたいこと

インフルエンザワクチンは症状が重くなったり、インフルエンザで亡くなったりするのを防ぐのに一定の効果が認められています。ただし、万能の解決策ではありません。また、その生産や供給に一定の限界がありますので、そのワクチンの活用について、ぜひ知っていただきたいこと、ご理解いただきたいことをまとめました。

今回の新型インフルエンザの特徴とは？

感染力は強いのですが、多くの患者さんは軽症のまま回復していますし、治療薬(タミフル・リレンザ)が有効です。ただし、基礎疾患(糖尿病、ぜん息など)のある人や妊婦さんは重症化する可能性があり、注意が必要です。

インフルエンザワクチンの接種の意義は？

今回の新型インフルエンザワクチンははじめて作るものですが、これまでのデータから、重症化や死亡の防止には一定の効果が期待できます。ただし、感染を防ぐ効果は証明されていませんから、接種したからといって、かからないわけではありません。

インフルエンザワクチンの有効性・安全性は？

国内産のワクチンについては、安全性は長年接種されてきた季節性インフルエンザワクチンと同程度と考えられ、有効性もある程度期待されます。輸入されるワクチンに関しては、海外で承認されていることを前提として、様々なデータをもとに、有効性・安全性を確認してから実際の接種をはじめます。

ワクチン接種に当たっては効果とリスクを考慮してください。

ワクチン接種は多くの方々に重症化予防というメリットをもたらしますが、接種後、腫れたり、熱が出るなどの症状が出るケースもあり、まれではありますが、重篤な症状を引き起こす可能性もあります。この点をご理解いただいたうえで、個人の判断により接種を受けていただくようお願いいたします。(接種は義務ではなく、任意です。)

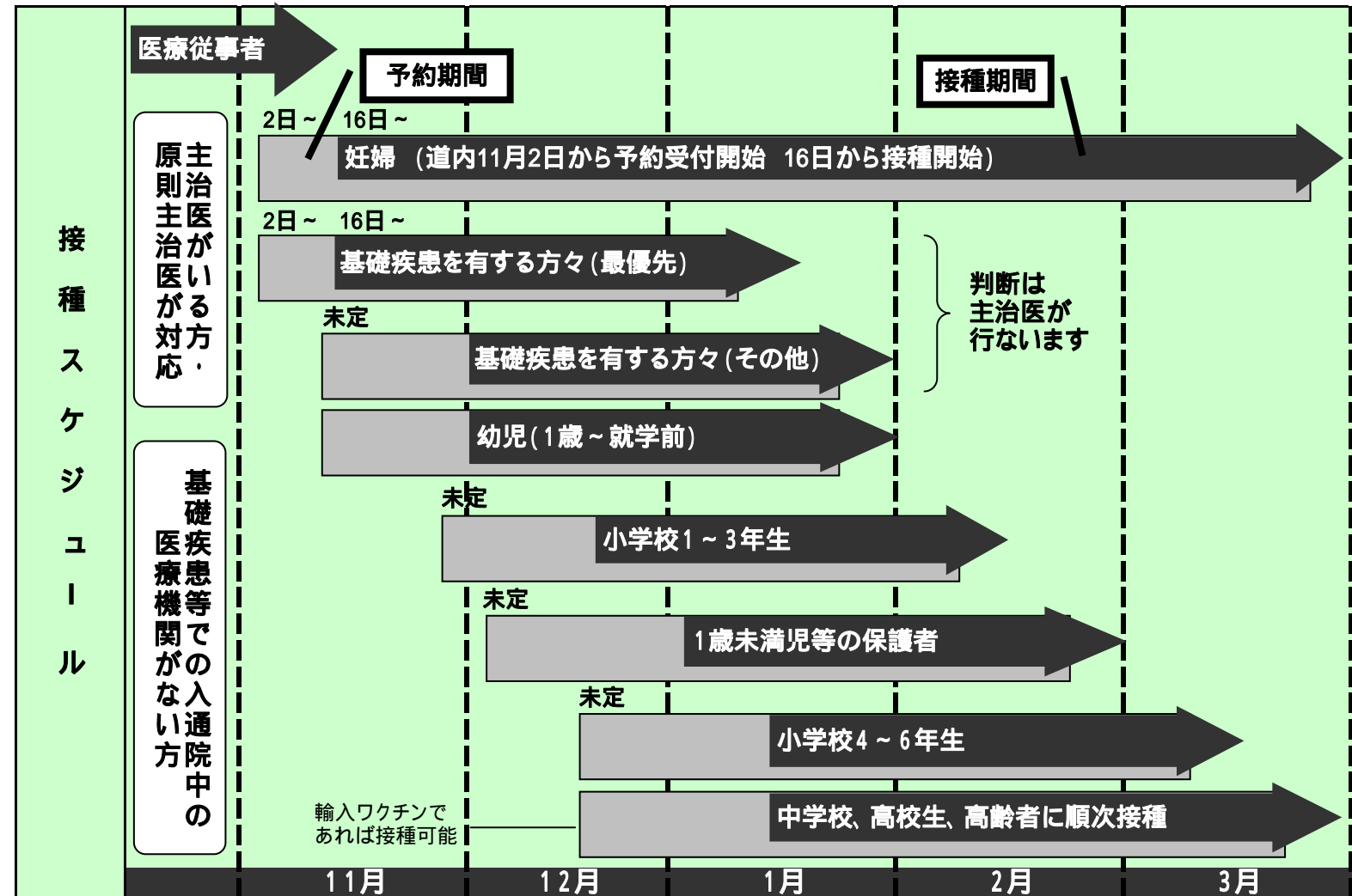
お問い合わせは

上富良野町 電話相談窓口 (受付時間 平日 8:30 ~ 17:30) Tel. 0167-45-6987
上富良野町ホームページ <http://hp.town.kamifurano.hokkaido.jp/>

厚生労働省新型インフルエンザコールセンター (受付時間 10:00 ~ 18:00)
Tel. 03-3501-9031
厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

ワクチン接種を希望される方へ ~ 接種の流れ

1 ワクチンの量に限りがあるため、国及び道が優先的に接種できる方と3月31日までの接種のスケジュールの目途を決めています。自分が接種対象者か、どの時期に対象になるかを確認ください。接種回数と費用を確認ください。(道10月26日現在)



1~12歳は2回接種・その他の対象者は当面2回接種ですが、国の方針によって変更の可能性があります。

接種費用は 1回目3,600円 2回目2,550円です。(1回目と異なる医療機関で2回目を接種したときは3,600円)

住民票がある方で町民税非課税世帯及び生活保護世帯の方は、費用の全額助成制度があります。(裏面をご覧ください。)

2 国が委託した受託医療機関で接種を受けることができます。希望される方は、医療機関に予約をしてください。~ 11月16日から接種開始を予定している妊婦及び基礎疾患を有する方のうち最優先の方については、主治医がいることが前提になっており、ワクチンも主治医が接種することが原則になっています。

3 接種をお受けください。

- 1 接種の際は、接種対象者であることを示すための書類を提示ください。(必要な書類は裏面をご覧ください)
- 2 16歳未満の者又は成年被後見人の優先的な接種対象者については、原則接種時に保護者(親権を行う者又は後見人)の方が同伴してください。
- 3 ワクチンの接種後には、接種部位に腫れが出たりといった反応が出る場合があります。殆どは軽い一過性の症状でおさまりますが、気になる症状が出たり長引いたりするときは医師に連絡をしてください。